

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当社グループが持つ保険・介護事業等のリアルデータや、多様な事業で培った知見・ノウハウを掛け合わせ、パートナー企業の皆様と共に新たな価値創造に向けた企業間の連携を進めます。

b. グリーン化の取組

当社グループは、保険やリスクマネジメントの専門性を活かし、パートナー企業の皆様のグリーン化を多角的に支援します。クリーンエネルギー促進に資する商品開発や脱炭素促進支援サービスの提供を通じて、ステークホルダーとともに、人と自然が調和した包摂的でレジリエントなカーボンニュートラル社会の実現を目指します。

c. 健康経営に関する取組

健康経営の実践、周知啓発や地域企業の健康経営支援に取り組めます。

d. 事業継続/働き方改革支援

保険商品やリスクマネジメントサービスを提供し、中小企業強靱化法に基づく地域企業・取引先のBCP策定を支援することで、事業継続力の強化に貢献します。

e. レジリエントな社会作りへの貢献

全国自治体と一体となった地域の防災・減災対策支援に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切

な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

製造委託等代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片面的秘密保持契約の締結、取引上の優越的な立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

SOMPOグループは、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」をパーパスに掲げ、「グループが目指す姿」の実現に向けて取り組んでまいります。

<グループが目指す姿>

- ① 損害保険事業では、国内・海外を問わず、お客さまに安心・安全を届け続けるために、レジリエンスを高めることを最重要と位置付け、国内損害保険事業と海外保険事業が最適な融合を果たして、市場規模やお客さま・リスクの変化に対して柔軟に対応できる姿を目指します。
- ② ウェルビーイング事業では、保険や介護などグループの各事業をつなぎ、健康・介護・老後資金に関わる社会課題への様々なソリューションがつながっているプラットフォームを構築することにより、お客さまにシームレスにサービスを提供できる姿を目指します。

2022年6月17日

(2024年11月22日更新)

(2026年 3月16日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

SOMPOホールディングス
企業名

グループCEO取締役代表執行役社長 奥村 幹夫
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。